



横浜市こども虐待防止のキャラクター、名前は「キャッピー：CAPY」です。
Child Abuse Prevention in Yokohama（よこはまこども虐待防止）
の頭文字から名づけました。

横浜市における 児童虐待対策について

平成26年9月30日（火）



横 浜 市

横浜市における児童虐待対策の概要

■ 横浜市の概要



- ・行政区……18区
- ・児童相談所…4か所
- ・面積……約440km²
- ・人口……約370万人
- ・児童人口……約59万人

■ 児童虐待対策プロジェクトに基づく8つの対策（取組例）

－対策1－ 支援策の充実

- ・「育児支援家庭訪問事業」「産前産後ヘルパー派遣事業」の実施
- 母子健康手帳交付時の看護師による面談など妊娠期からの相談・支援の実施

－対策2－ 体制の 整備・強化

- ・区の虐待対応の体制整備
- ・小学校の児童支援専任教諭の全校配置

－対策3－ 組織的対応 の強化

- ・「要保護児童等進行管理台帳システム」の改修
- 児童虐待及び不適切養育の共有ランク表の制定
- 養育支援・子ども虐待対応実務マニュアルの作成

－対策4－ 人材育成

- ・区と児童相談所の責任職・職員が参加する、双方向での「実地研修」を実施。
- 神奈川県警本部と児童相談所との合同「臨検・捜索」研修の実施

－対策5－ 関係機関相互 の連携強化

- ・「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク」の開催支援
- 居所不明児童対策の推進

－対策6－ 社会的養護の 推進

- ・「施設等退所後児童に対するアフターケア事業」の推進
- ・里親推進事業において、里親会での里親メンター制度を実施

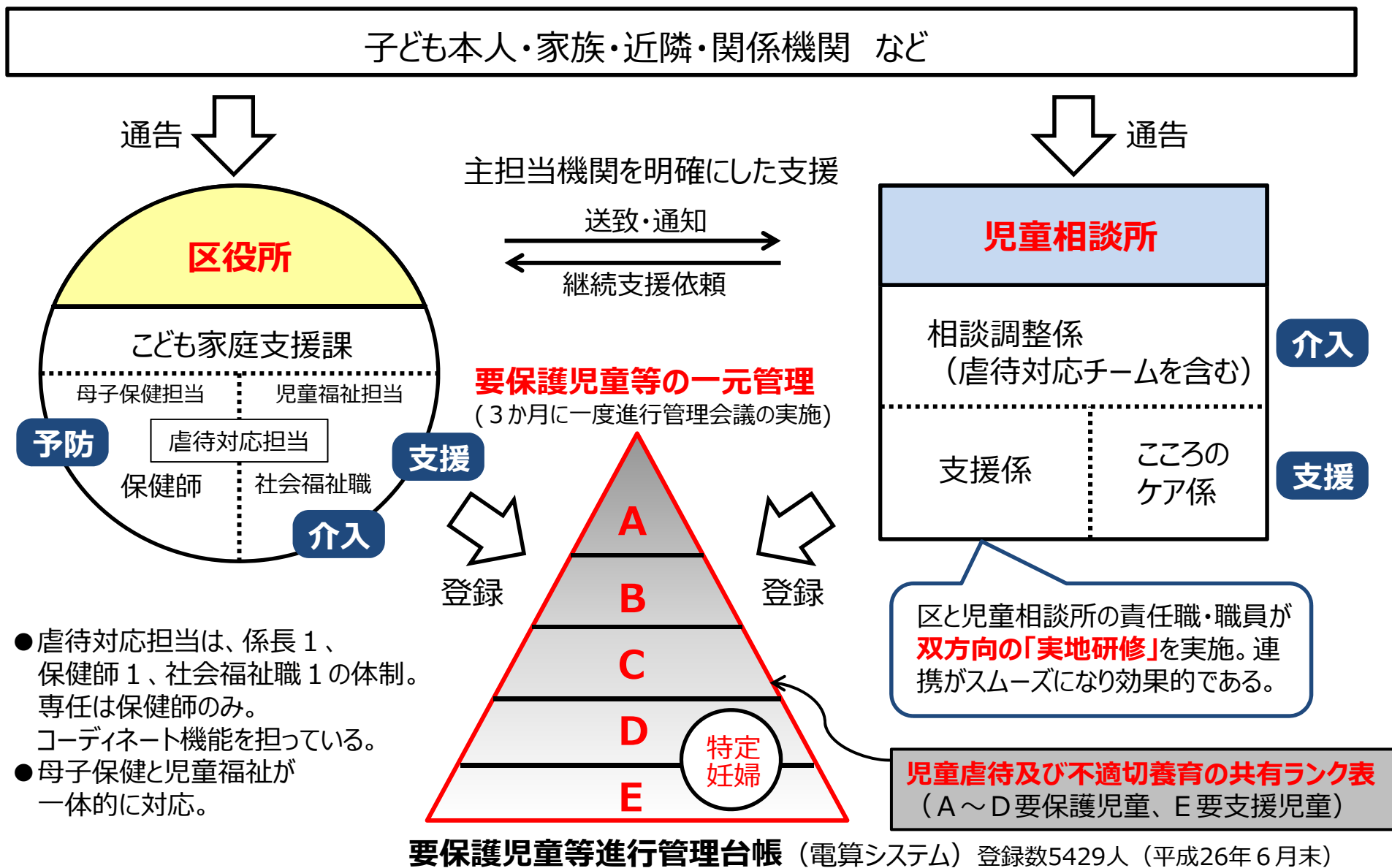
－対策7－ 広報啓発の 強化

- ・11月の児童虐待防止推進月間の他に毎月5日を子供虐待防止推進の日（条例制定）と定め幅広い広報・啓発の実施

－対策8－ 地域の子育て 支援事業の推進

- ・「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の拡充
- ・子育てを支える人材の育成や支援者のネットワークの推進

横浜市における児童虐待対応の仕組み



- 虐待対応担当は、係長 1、保健師 1、社会福祉職 1 の体制。専任は保健師のみ。コーディネート機能を担っている。
- 母子保健と児童福祉が一体的に対応。

児童虐待及び不適切養育の共有ランク表

＊ランク決定は組織での協議を基本とする。

区分	ランク	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	
要保護児童	A（生命の危機あり）	「身体的虐待」等による、生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために病死・衰弱死の危険性があるもの				
		○明らかな外傷は認められないが生命に危険な身体的暴力がある又は可能性がある（逆さ吊りにする、投げる、踏みつける、乳幼児を激しく揺さぶる等） ○窒息の可能性がある（首を絞める、鼻と口をふさぐ、水に漬ける、布団蒸しにする等） ○頭部の外傷がある（乳幼児を投げる、頭部を殴る、逆さに突き落とす等） ○腹部の外傷がある（腹部を殴る、蹴る、踏みつける等） ○著しい火傷がある ○未受診状況での墜落産 ○無理心中及びその危険がある ○子どもの殺害や、保護者の自殺の危険がある（※保護者から「死にたい」「子どもを殺してしまいそう」等の発言があった場合は、特に留意して対応すること）	○生存に必要な食事や衣類等を与えていない ○脱水症、栄養失調のための衰弱が起きている ○乳幼児の棄児や置き去り、また乳幼児だけで放置する ○生命の危険がある状態にもかかわらず医療を受けさせていない ※保護者以外の同居人による虐待行為（身体的、性的、心理的）を、保護者が放置している場合、保護者によるネグレクトと認定する。（ランクは、同居人により行われている行為の内容や状況により判断すること）		○言葉で脅かす、脅迫する ○無視したり、拒否的な態度を示す ○心を傷つけることを繰り返し言う ○自尊心を傷つける言動がある ○他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする ○配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言がある ○子どものきょうだいに、「身体的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」の行為を行う ≪中度以上の心理的虐待の判断目安≫ 上記内容に加え、①～③のいずれかが見られること ①虐待を起因とする情緒行動面の問題が表れている（自傷行為、無表情、うつ症状、身体の緊張、過度のスキンシップなど） ②虐待を起因とする身体的な症状が表れている（発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、抜け毛） ③深刻な症状は表れていないが、保護者に対する強い拒否感や恐怖心を表明し保護者による監護を拒否する	
	A（重度）	今すぐには生命への影響はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長・発達に重大な影響が生じているか、生じる「可能性」があるもの（児童相談所による一時保護の検討が必要なもの）				
		○複数回以上の医療が必要な外傷がある（頭部外傷、骨折、裂傷、目の傷、火傷等） ○新旧混在した傷がある ○乳児に打撲傷がある ○一室に閉じ込める又は家から出さない等の監禁行為がある ○成長に必要な食事を意図的に与えない ○保護者が子どもを意図的に病気にさせる等の状況がある	○成長に必要な食事や、衣類、衛生環境を与えていない ○慢性的な栄養状態不良や体重増加不良があるのに医療を受けさせていない ○入院加療を要する状態にもかかわらず医療を受けさせていない ○登校を禁止している ○学齢期にあるものの、学校へ就学させていない（就学手続等が行われていない等）	○明らかな性行為がある ○性病や性器に傷がみられる ○子どもを対象として性的な撮影をしている ○強制的に性的描写や性交渉を見せている		
	B（中度）	継続的な治療を要する外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの心身の成長に影響を及ぼすことが危惧されるもの（一時保護等児童相談所による継続した関与が必要なもの）				
		○あざや腫れが残る暴力がある ○煙草等による火傷がある ○寒い日に数時間、室外に締め出される（注：中度を基本とするが時間や年齢の状況によって程度を判断する）	○乳幼児を大人の監護なく家に置いている（注：中度を基本とするが時間や年齢の状況によって程度を判断する） ○異臭がする、不潔である、季節に合わない衣服等であるなど、慢性的に劣悪な生活環境がある ○保育園・幼稚園・学校が再三指導しているにもかかわらず、保護者の姿勢が改善しないため、正当な理由なく長期欠席が続いている	○着衣の上から触る ○性器を見せる ○性行為やアダルトビデオの観賞を無配慮に子どもが見える状況で行う		
C（軽度）	保護者に一定の行動抑制はあるが、実際にこどもへの暴力がみられたり、養育に対する拒否感があるもの又は保護者の家事・養育力が不足しているもの（区や児童相談所、地域による関与が必要なもの）					
	○外傷が残るほどではないが暴力がある	○健康問題を起こすほどではないが食事・住居・衣服など養育上不適切な状況がある。 ○保育園・幼稚園・学校が再三指導しているにもかかわらず、保護者の姿勢が改善しないため、正当な理由なく欠席が多い	○入浴中にのぞいたり、浴室に入る ○子どもに対して卑猥な言葉を発する ○アダルトサイトやアダルト雑誌等を無造作にこどもの目に触れる状態にしたり放置したりする			
D（危惧有）	○現在、明らかな虐待は認められないが、保護者や家族状況の変化により、虐待に発展する可能性が高い ○現時点では、家族や福祉サービスの利用によって虐待が未然に防がれているが、そのいずれかが欠けると虐待が発生する可能性が高い ○当該の子どもへの明確な虐待の事実が確認されないが、きょうだいへの虐待歴が確認される等から虐待が行われている可能性や今後起きる可能性が高い ○保護者や児童との面談では、虐待の事実が確認できないが、通告の内容やその頻度から、虐待が行われている可能性が高い ○乳幼児健康診査や予防接種（定期接種）を、合理的な理由なく受けさせていない ○居住実態が把握できない児童（住民票に記載された住所地に居住しておらず、関係機関による目視現認ができない児童）（※その他の状況により、ランクを上げる）					
要支援児童	E（養育支援）	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童				
		○虐待は見られないが、適切に養育が行えていない面（不適切な養育状況）が見られる ○保護者からの育児不安の強い訴えがある ○支援により「不適切な養育状況」の改善が期待される ○継続的な支援を必要としている				
特定妊婦		出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦				
		○すでに養育の問題がある妊婦（要保護児童、要支援児童を養育している妊婦） ○支援者がいない妊婦（未婚またはひとり親で親族など身近な支援者がいない、夫の協力が得られないなど） ○妊娠の自覚がない・知識がない妊婦、出産の準備をしていない妊婦 ○思いがけない妊娠をした妊婦（育てられない、もしくはその思い込みがある、婚外で妊娠をした妊婦など） ○若年妊婦 ○精神疾患がある妊婦、知的な課題がある妊婦、アルコール依存や薬物依存がある妊婦など ○経済的に困窮している妊婦 ○妊娠届の未提出、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診または受診回数の少ない妊婦				

区と児童相談所の連携強化指針・実務マニュアルの作成

■ 虐待の発生予防から通告対応、区と児童相談所との連携方法等を具体的に示したマニュアルを作成

子ども虐待対応の手引き
厚生労働省からの各種通知 等

参考

平成22年度 児童虐待対策市長プロジェクト
平成24年度 児童虐待対策連携強化市長プロジェクト

横浜市子ども虐待対応における連携強化指針の策定（平成26年1月）

- 【主な内容】 ● **区と児童相談所の役割の明確化** ● 区と児童相談所の**具体的な連携のあり方**
● 区に虐待対応調整チームを編成することとし、その役割を示した

区のマニュアル

反映

反映

児童相談所のマニュアル

養育支援・子ども虐待対応実務マニュアルの作成（平成26年7月）
…対応方法を業務担当（職種）ごとに具体的に示した。

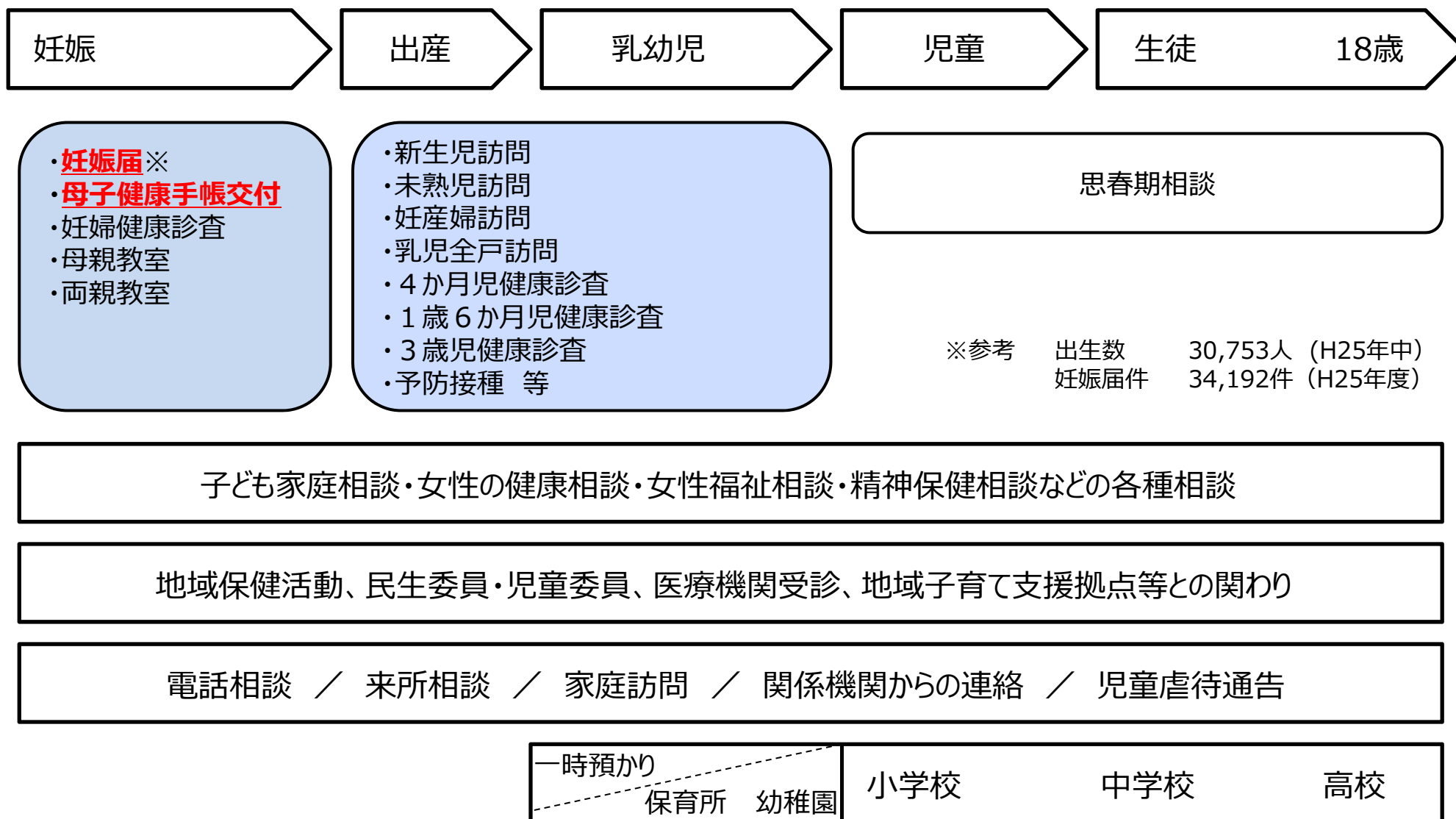
- 第2章 母子保健活動における虐待予防
- 第3章 区における子ども虐待対応の体制（要対協事務局としての役割等）
- 第4章 相談・通告の受理・調査
- 第5章 アセスメントに基づいた支援
- 第7章 進行管理のあり方（児童相談所との連携・役割分担）
- 第10章 個別ケース検討会議の進め方
- 第11章 区役所組織内部の連携

児童相談所各系の業務マニュアルを改訂中

- 各係ごとに業務内容を具体的に示した。

※実際の運用状況によって
双方のマニュアルを随時改訂

母子保健活動における児童虐待予防 育児困難なハイリスク家庭の早期発見・相談の場



妊娠期からの切れ目ない支援～特定妊婦の早期把握と相談支援～

■ 妊娠届出時の看護師面談からスタートする児童虐待の予防 ～妊娠期からの多職種による一環した育児支援体制の構築～

妊娠届出時に全数面談を行うため、区役所に看護師を配置 → 91%の妊婦と面接

- 妊娠に悩む方が相談しやすい体制を整備（専任の看護師を面接相談員として配置）
- 妊娠・出産・育児の支援について伝えることで、出産後も母（父）親が孤立せず安心して子育てできるよう支援
- 妊娠届出時のアンケートを活用した、相談と支援ニーズの把握
- 支援ニーズに対応した相談体制を整備し、妊娠・出産に伴う不安を解消、特定妊婦の継続的支援

■ 支援ニーズに対応した相談体制（保健師・助産師・社会福祉職、女性福祉相談員、保育コンシェルジュ、事務職）

保健師・・・望まない妊娠、10代の妊娠や精神疾患や身体障害がある妊婦、未婚、内縁など家族背景をもつ妊婦、妊娠後期・出産後の妊娠届、飛び込み出産などの周産期のハイリスク事例への相談・支援。

地域の子育て資源の紹介や母子保健サービスの利用調整。

★**助産師**・・・妊娠・出産に関する母子とその家族に対する専門的な支援を行うため、区役所に助産師を配置。

助産師は地域の分娩施設の情報提供から妊娠・出産の不安や悩みの相談をはじめ、高齢出産、不妊治療による妊娠・出産など個々の状況に寄り添ったきめ細やかな相談支援。

★**社会福祉職**・・・ひとり親家庭の支援、助産制度など、各種福祉サービスの相談と利用調整。

女性福祉相談員・・・DV、離婚

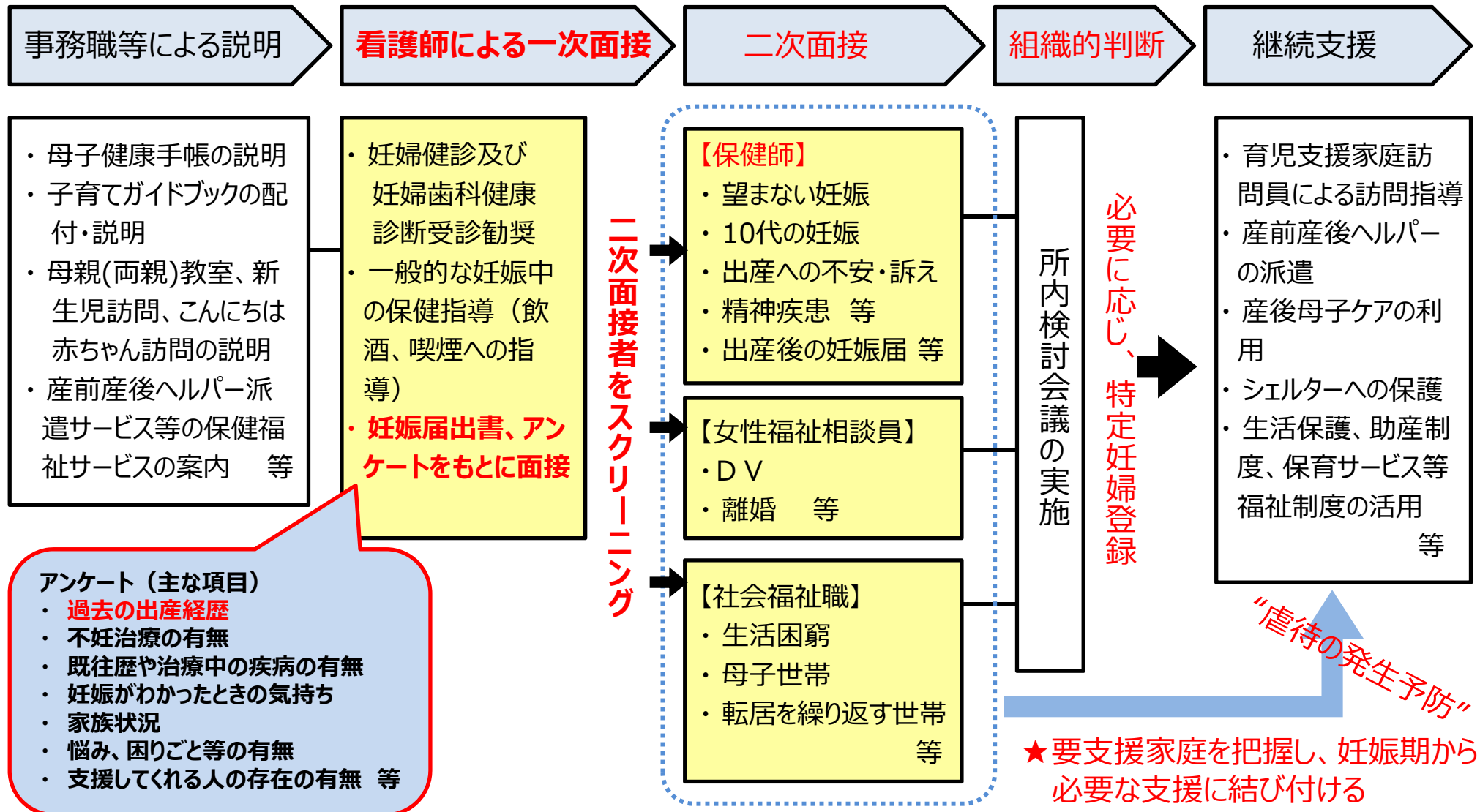
保育コンシェルジュ・・・保育資源や保育サービスの情報提供

事務職・・・母子健康手帳の交付、使用方法の説明、未熟児養育医療等の案内・子育てサービスの情報提供。

★**行政職の専門職として、助産師・社会福祉職を雇用し、全区役所に配置しているのは全国的にも珍しい**

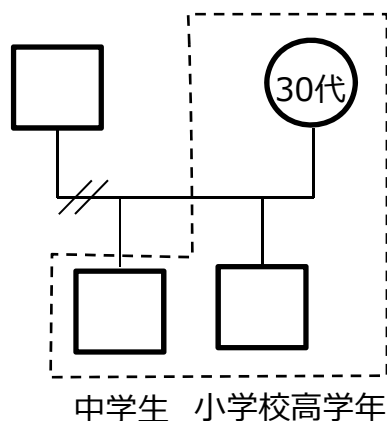
妊娠期から切れ目のない支援体制を充実することが重要

■ 看護師による母子健康手帳交付時の全数面接（平成22年度開始）



臨検・搜索の実施から学んだこと

■ 事例概要



実母、兄、弟の離婚母子3人世帯。生活保護受給中。実母は、統合失調症の治療中断により、**病状が悪化**。幻聴と妄想に支配され、**本児らの外出を制限**し、登校もさせない状態。更に本児らの**食事制限**をしており、本児らが十分に食事を摂ることができていないことが危惧された。

関係機関等が本世帯に接触を試みるが、親族も含め、本児らの安否の確認ができなかったため、臨検・搜索を実施した。

■ 経過

- ・X月5日 学校から本児らが**登校していない**との連絡を受理。以後、複数回家庭訪問するが、**安否確認できず**。
- ・同月21日 立入調査及び臨検・搜索を実施する**方針を決定**。裁判所への提出資料を所内で協力して作成。
- ・同月26日 出頭要求及び**立入調査**を実施したが応じず。
- ・同月27日 **再出頭要求**を実施したが、応じず。**家庭裁判所に許可状請求**。即日、発行。**警察の協力を得て臨検・搜索**を実施。本児らは、職権一時保護。

準備

● 正確な事務手続きの理解

臨検・搜索は、根拠に基づく正確な手続きが必要である。
マニュアルを整備し、裁判所への手続きを正確に行えるよう理解する必要がある。

● 定期的な研修の開催

実際に踏み込む場面を体験できるような臨検・搜索の研修を定期的に行う。
本市では神奈川県警本部の協力を得て、警察学校の模擬家屋を使用した研修を毎年実施している。

判断

● 迅速な情報収集

支援方針の判断に必要な情報を、関係機関から迅速に集める。

● 組織的な対応の徹底

担当者一人に抱え込まず、組織的に支援方針の検討を行う。

協力

● 関係機関との連携・協力

資料作成や当日の立会い等、関係機関の協力は不可欠である。日頃からの連携も重要。

● 児童相談所内の協力

臨検・搜索の手続きは資料作成や鍵業者の手配等多岐に渡るため、所全体で協力することが重要。

横浜市における居所不明児童対策①

1 「乳幼児期から学齢期の居所不明者にかかる検討プロジェクト」の経過

庁内プロジェクト（こども青少年局・市民局・教育委員会事務局・区役所）を設置し、乳幼児期から学齢期の居所不明児童を早期に把握するための庁内連携の在り方について検討し、平成26年4月から新たな取組を開始しました。

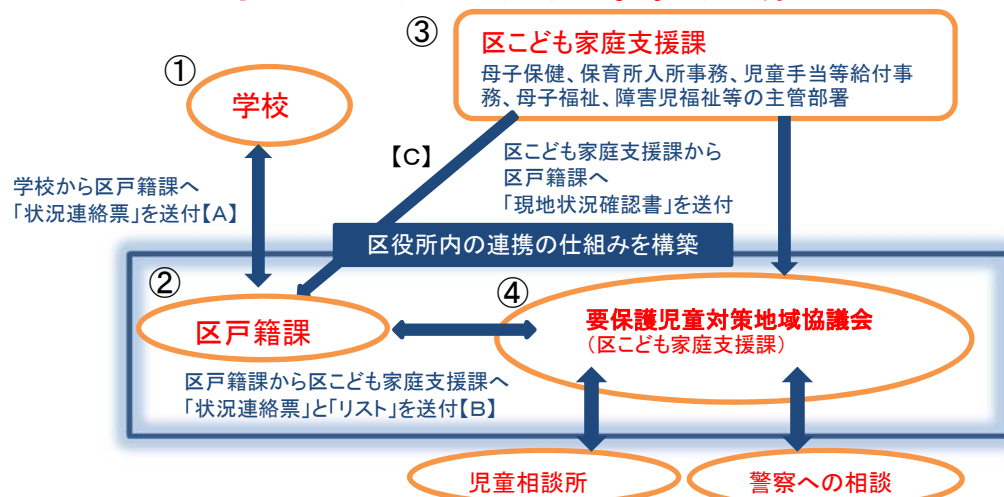
【背景】

本市において、平成25年4月に6歳女児が児童虐待により死亡する事件が発覚。「住民票を移さず転居を繰り返す」「未就学である」という情報が自治体間で共有されなかった。

【取組の視点】

乳幼児健診を未受診であったり、就学させてもらえない子どもについては、「不適切養育や児童虐待のリスクを確認すべき家庭」として位置付け「要保護児童対策地域協議会」を中心に庁内連携、情報共有・調査方法について検討しました。

2 プロジェクトで整理した庁内連携の仕組みづくり



「居住実態が把握できない児童」は児童虐待のリスクがあると捉えて、各課は状況把握を徹底する

① 【市立小・中学校】

- 長期欠席・未入学の児童生徒について、電話・訪問等を行い、状況把握を行う。
- 状況把握ができない児童生徒について「状況連絡票」に記載し区戸籍課へ送付する【A】

② 【区戸籍課】（就学事務）

- 「状況連絡票」と「リスト」を要対協に提出【B】
- 私学就学などの届出の勧奨の徹底。
- 住民基本台帳法に基づく実態調査を実施。
- 外国につながる子どもの場合、東京入国管理局に照会する。

（不在乳幼児）

- 現地状況確認書の提供を受け【C】、住民基本台帳法に基づく実態調査を実施。

③ 【区こども家庭支援課】（乳幼児健康診査未受診者フォロー）

- 乳幼児健診の未受診者に対し、電話・訪問等による、受診勧奨及び子どもの状況把握の徹底。（マニュアルの改訂）
- 看護師アルバイトを配置し、未受診者対策（電話・訪問調査）の強化。
- 調査の結果、家庭の居住実態がない場合は「現地状況確認書」でのチェックを行う。
- 家庭の居住実態がない場合、「現地状況確認書」を区戸籍課へ送付【C】

3 要保護児童対策地域協議会に基づく詳細な調査と進行管理

【要保護児童対策地域協議会に位置付けられた業務】

- 「居住実態が把握できない児童」は、「児童虐待のリスクが高い」要保護児童（Dランク）として進行管理を実施。
- 調査の結果、他市、他区に転居先が判明した場合⇒ 継続支援依頼
- 虐待リスクや事件性を示す情報がある場合は、児童相談所や警察署と連携し対応する。
- 最終的に、居所が確認できない児童⇒ 警察への行方不明者届の提出を検討。
18歳到達年度まで情報を管理する。

④ 【区こども家庭支援課（要対協事務局）】

- 戸籍課や他課、他機関の情報集約・一元化
- 不適切養育や虐待リスクの判断、要対協に基づく詳細な調査の必要性を判断

- 近隣情報（民生児童委員等）の収集。
- 児童手当等の受給確認、差止の判断。
- 家族親族の戸籍謄本等の取寄せ、調査。
- 東京入国管理局への出入国記録の照会。
- 他機関、他自治体への照会・情報収集。

児童福祉法25条の3
（資料又は情報の提供等）

横浜市における居所不明児童対策②

4 居所不明児童対策の強化 ー国の制度及び予算に関する横浜市からの提案ー （平成26年6月25日、26日）

居住実態が把握できず、かつ転出先が分からない子どもの情報について、自治体間で共有する全国レベルの仕組みを作り、子どもの状態把握をより徹底していくことが課題であるため、横浜市長から内閣官房、文部科学省、厚生労働省、法務省に対し要望書を提出しました。

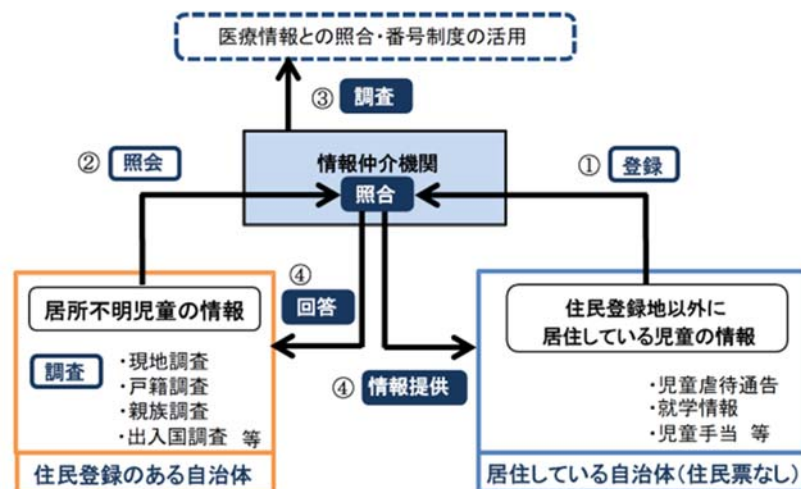
【提案内容】

- 1 情報仲介機関の設置による全国的な仕組みの創設
- 2 「情報共有のルール化」に向けた支援
- 3 入国管理局へ出入国記録を照会する際の項目の改善

【課題】

- 住民票があっても居所が不明な子どもを探している自治体がある一方で、配偶者からの暴力から避難するため、住民票を異動せずに就学している子どもを把握している自治体があります。
- 子どもが就学していることの情報提供は、現住所が特定されないよう「間接的な情報共有」が可能になる仕組みが必要です。
- 外国につながる方は、住民票を異動せずに母国と日本の間で出入国を繰り返すことが多く、出入国記録の照会結果が重要となります。
- 二重国籍を持つ子どもの場合は、出国している可能性が高くても、出国記録の確認ができない場合があります。

1 情報仲介機関の設置による全国的な仕組みの創設



■ 情報仲介機関は、全国から集約した居所不明児童の情報を活用し情報提供を行う。

- ① 住民登録をしていない児童が居住している自治体は、その児童を発見したり、就学手続きを受け付けた情報を情報仲介機関に登録する。
- ② 居所不明児童の住民登録のある自治体は、児童の情報を情報仲介機関に照会する。
- ③ 情報仲介機関は、自治体からの情報を照会するとともに独自で調査を行う。
- ④ 自治体に回答・情報提供する。住民票を異動せずに、転出先で就学手続きを受理した教育委員会の情報については、住民票登録地の自治体に対し、転出先の自治体名を伝えずに就学の確認のみを伝える。

2 居所不明児童の調査や情報共有の際の「共通ルール」の設置等

- 居所不明児童の調査を行う自治体に対し、情報共有に関する明確なルールを提示（情報仲介機関が保有する個人情報の範囲と、照会に対して提供する情報の範囲を定める）
- 住民登録のない自治体が児童の情報を情報仲介機関に登録する際の、個人情報の目的外利用の手続きの簡素化
- 入国管理局での照会項目の改善（例：出生から直近までの期間を照会対象期間とできる、また、氏名表記に加え「生年月日」、「本籍地」による照会を可能とする等）
- 児童相談所等の調査権の拡充の検討（公的機関のみならず、公私の機関に対し調査協力要請ができる権限の付与等）
- 番号制度の活用の検討等

- 1 児童相談所の体制強化**
- 2 市町村（虐待対応担当部署・母子保健担当部署）の体制強化**
- 3 専門性の向上（自治体・児童相談所・医療機関・警察・学校 等）**
- 4 予防・在宅支援施策の充実**
 - 虐待の発生予防プログラム
（妊娠SOS相談窓口の設置、産後ケア事業及び産前産後ヘルパー派遣事業 等）
 - 虐待のリスクが高い家庭に対する早期支援プログラム
（支援効果のある対象者の適切な選定。ハイリスク家庭に対する看護職による集中的な家庭訪問プログラムの研究）
 - 親支援プログラムの充実